

「チョイソコとよあけ」令和2年10月からの運行について

・2 1条運行の目的及び今後のスケジュール

1 目的

特定の移動(※)による予約不成立への影響を分析し、サービス水準の変更が必要かを検証するため。

※特定の移動

市外への移動、ヘビーユーザーによる特定時刻の移動など

2 分析方法

予約不成立となった予約の希望時刻・場所と、特定の移動との関係性を分析する。予約不成立の原因が特定の移動と関係があった場合、その特定の移動が定期なものか不定期なものかを把握する。また、定期なものであった場合には、その時刻の予約の希望時刻との差異についても分析をし、どれほどの影響があるのかを把握する。

3 検証事項

分析結果を公共交通会議(12月下旬開催予定)で示し、定期的な特定の移動によりチョイソコの利用に偏りが生じているか否か、生じている場合には、その移動のサービス水準(運賃設定や移動制限等)を見直す必要性の有無について、協議を行い、本格運行へとつなげていく。

4 今後のスケジュール

内容	令和2年度												令和3年度				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・	・	・	・	・
運行事業者選定	★																
第6期実証運行													→				
実証運行(10月1日～)													→				
実証運行(10月1日～)の検証期間													↔				
運行事業者4条申請													↔				
本格運行													→				
交通会議開催	★			★	★												

・令和2年10月からの契約形態

1 新たな交通モードの仕組み

チョイソコとは、様々な人が乗り合わせて利用することで、新たなコミュニケーションが生まれ、さらなる外出機会の創出へと繋ぎ、心身ともに健康な生活を送れるよう、アイシン精機株式会社が自治体と交通事業者を繋ぎ、それぞれの主体が連携することで、地域の公共交通として持続可能な運営を目指すという新たな交通モードの仕組み。

2 目指す姿

豊明市は、この新たな交通モードを導入することで、多様な主体の目指す姿の実現を目指す。

多様な主体	目指す姿
・市民	・便利で気軽に移動でき、おでかけの増加、外出機会の創出による健康増進
・交通事業者	・外出機会促進による潜在ユーザーの発掘
・協賛企業	・集客増と新たなサービスの開発、地域貢献にも寄与
・自治体	・地域経済の活性化、持続可能な公共交通、公共サービスの充実による魅力あるまちづくり

3 目指す姿の実現に向けた各者の役割

各者	役割分担
・交通事業者	・中部運輸局長の認可、運行計画の策定、安全な運送、運賃収受・集計・報告等
・アイシン	・システム提供、オペレーターによる的確な運行指示、協賛企業との連携、データ集計等
・豊明市	・交通会議・協議会の主宰、計画策定・遂行・評価、事業継続性の確保等

4 三者協定のイメージ

上記それぞれの役割を協働で果たし、新たな公共交通サービスを提供するため、令和2年10月から下記イメージのとおり三者協定を締結し、道路運送法第21条の実証運行を継続しながら、同法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業へと移行していく。

チョイソコとよあけ事業～協働で行う公共交通サービスに係る三者協定～



※交通に係る事業のイメージ図

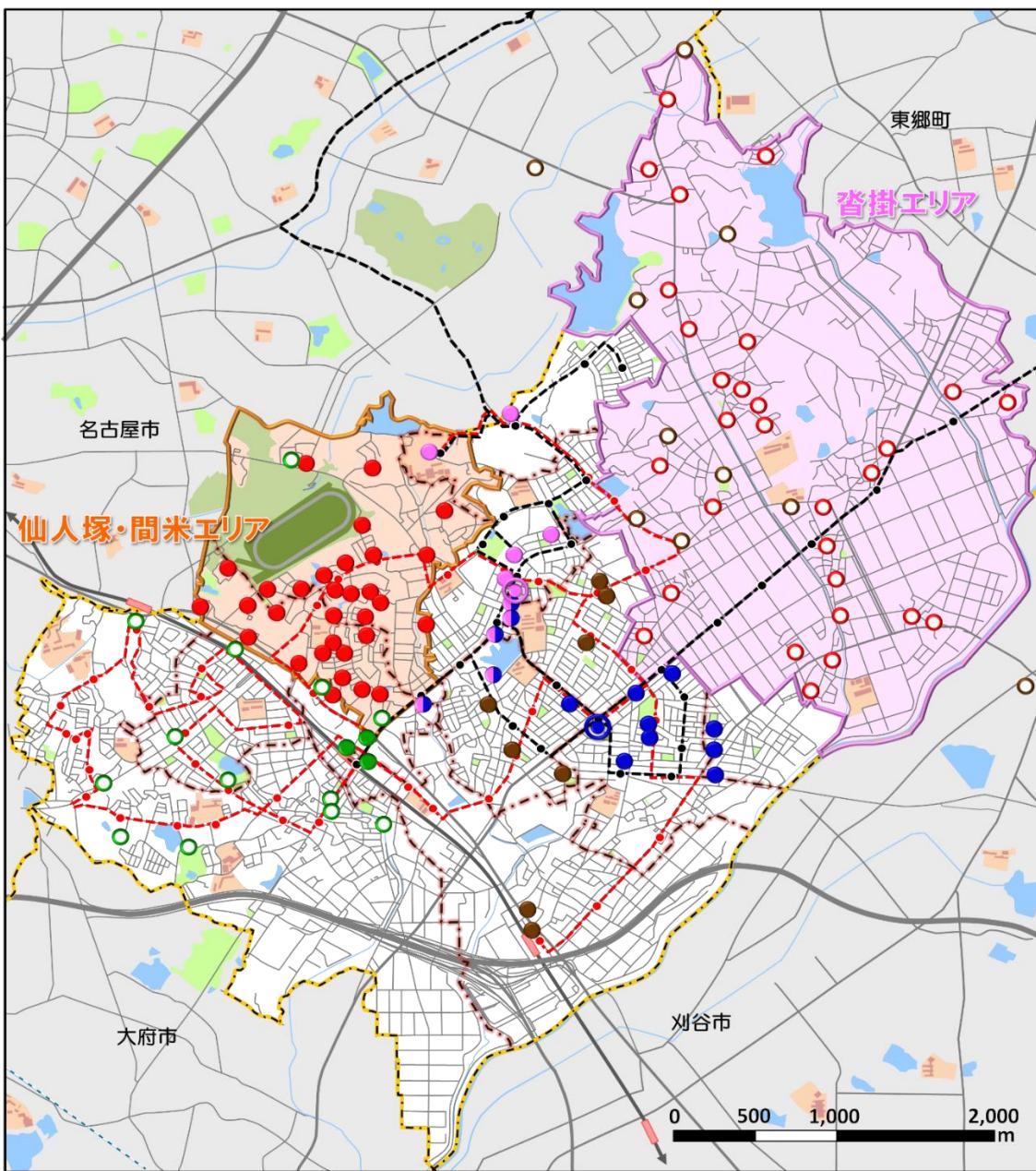
・「チョイソコとよあけ」4条運行に向けた協議事項について

I. 区域運行における営業区域設定について

営業区域の設定案

- ・営業区域…豊明市全域及び市外のうち市境から概ね 500m 以内に存在する事業者停留所
- ・停留所…区域図のとおり（令和2年10月1日現在）

【区域図】



運行事業者	株式会社あんしんネットなごや 緑営業所：名古屋市緑区滝ノ水4丁目3104番地
オペレート	アイシン精機株式会社
運行形態	・道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送 ・利用者からの事前予約で営業区域間の運行をするデマンド型の区域運行方式

■豊明市全域を営業区域とする理由

沓掛エリア及び仙人塚・間米エリアについては、制限（後述Ⅲ. 移動ルール参照）を設けたうえで交通不便地域のための公共交通施策として、その他のエリアについては、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリアを含めた市全域を、高齢者及び障がいの方の積極的な外出支援のための足の確保という福祉施策として位置付け、道路運送法第21条に基づく運行を行ってきた。

これまでのチョイソコの移動実績から、同一交通不便地域間の移動（例：沓掛エリア→沓掛エリア）は少なく、利用者ニーズに応え、住民の外出を促進するためには、営業区域を市全域とする必要がある。

ただし、既存公共交通との調和を図る観点から、利用を会員に制限し、乗降場所や移動ルールについて別途設定する。

II. 停留所の設置について

- ・乗降できる場所として、営業区域に次のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は不可とする。
 - (1) 住宅地停留所
 - (2) 事業者停留所
 - (3) 公共施設停留所
 - (4) 墓地・公園停留所
- ・停留所の新設、変更及び廃止について、次のとおり取り扱う。
 - (1) 停留所の新設、位置の変更が生じる場合、乗降時の安全確保等について必要な調整を行った上で実施する。ただし、既存公共交通との調和を著しく乱す恐れがある場合は、公共交通会議にて事前に協議し、合意を得て実施する。
 - (2) 停留所の廃止や名称の変更等の実績、利用状況等は、公共交通会議にて定期的に報告する。

△	沓掛エリア	仙人塚・間米エリア	その他のエリア
営業区域	<ul style="list-style-type: none">・東沓掛区全域 (若王子、薮田、上高根、下高根、小所及び中川町内会)・西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)	<ul style="list-style-type: none">・前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)・西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)・間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山台町内会)	<ul style="list-style-type: none">・沓掛エリア、仙人塚・間米エリア以外の市域・市外のうち市境から概ね 500m 以内に存在する事業者停留所
設置可能停留所	<ul style="list-style-type: none">・住宅地停留所・事業者停留所・公共施設停留所・墓地・公園停留所	<ul style="list-style-type: none">・住宅地停留所・事業者停留所・公共施設停留所・墓地・公園停留所	<ul style="list-style-type: none">・事業者停留所・公共施設停留所・墓地・公園停留所

■住宅地停留所に関するこ

豊明市内の交通不便地域として設定する、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリアにのみ設置が可能な停留所をいう。

設置に当たっては、地域住民の利便性とチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、資源ゴミ置き場や集会所等への設置を基本に、地域住民との合意のもと設置するが、安全確保のため、公安委員会、道路管理者、地権者等との調整が必要となる場合は個別に事前調整を行う。

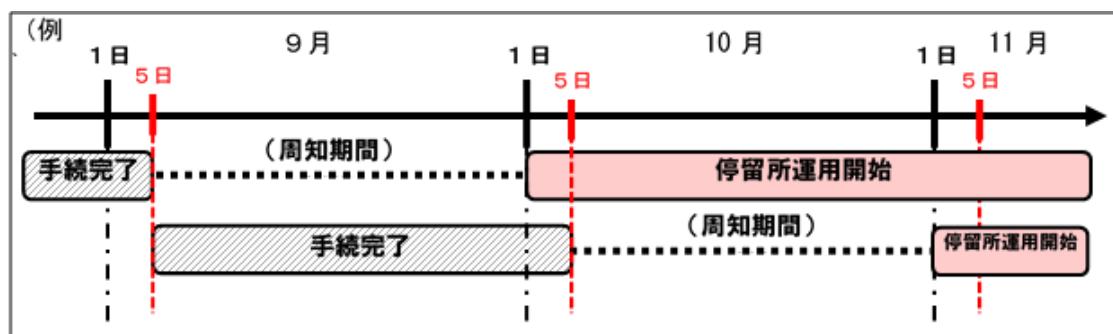
■事業者停留所に関すること

トイソコに協賛いただけたる豊明市内又は市外のうち市境から概ね500m以内に存在する事業所に設置する停留所をいう。

設置に当たっては、当該事業所の敷地内を原則とし、やむを得ず交通保安上又は道路管理上の疑義が生じる場合は、公安委員会、道路管理者等と個別に事前調整を行う。

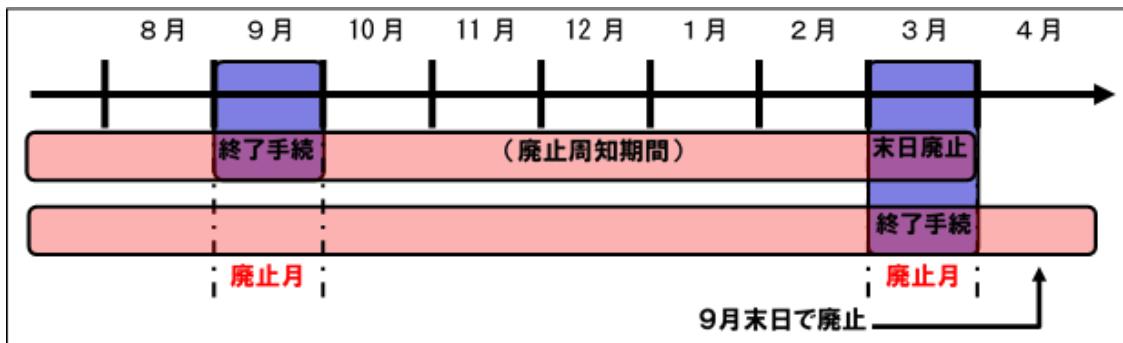
□事業者停留所設置スケジュール（例）

毎月5日までに手続きを行うことで、翌月1日から停留所を設置することができる。



□事業者停留所廃止スケジュール

3月又は9月（以下「廃止月」という）に手続きを行うことで、翌廃止月の末日をもって廃止する。これは、利用者側の混乱解消や、周知の期間が必要なためである。



■公共施設停留所に関すること

市内公共施設のうち、効率のよい公共交通網を形成するための支線的な役割（フィーダー）を持つことのできる施設（現行4か所：豊明市役所、豊明市立図書館、豊明市文化会館及び豊明市福祉体育館）に設置する停留所をいう。今後、そのような役割を新たに施設に持たせたい場合は、停留所として新設することができる。

設置に当たっては、当該施設の敷地内を原則とし、やむを得ず交通保安上又は道路管理上の疑義が生じる場合は、公安委員会、道路管理者等と個別に事前調整を行う。

■墓地・公園停留所に関すること

墓地・公園のうち勅使墓苑、勅使水辺公園（勅使会館）、沓掛城址公園、三崎水辺公園、大蔵池公園及び大原公園に設置する停留所をいう。

今後、新たに施設が増える場合は、停留所として新設することができる。

設置に当たっては、当該施設の敷地内を原則とし、やむを得ず交通保安上又は道路管理上の疑義が生じる場合は、公安委員会、道路管理者等と個別に事前調整を行う。

III. 移動のルールについて

「チョイソコとよあけ」の会員を高齢者・障がい者会員と交通不便地域会員に区分し、各々がチョイソコを利用できる条件について次のとおり定める。

■ 「高齢者・障がい者会員」

次の1及び2のいずれにも該当する者

- 1 自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降することができる者
 - ※介助者の同行により乗降できる場合は利用可
 - ※車いすでの利用は不可
- 2 次のいずれかに該当する者
 - (1) 市内在住の65歳以上の者
 - (2) 市内在住の障がい者

■ 「交通不便地域会員」

高齢者・障がい者会員には該当しない者で、沓掛エリア又は仙人塚・間米エリアに居住するもの

【移動ルール】

	高齢者・障がい者会員	交通不便地域会員
チョイソコが担う役割・考え方	<u>福祉施策</u> 身体的な事情等でお出かけしにくい高齢者や障がい者の方への積極的な外出支援	<u>公共交通施策</u> 効率のよい公共交通網を形成するための、支線的な役割（フィーダー）
利用可能停留所	住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所	住宅地停留所、公共施設停留所
移動制限	次に示すとおり	住宅地停留所間の移動については、同一エリア内のみとし、別エリアへの移動は不可とする

□高齢者・障がい者会員個別ルール

- ・住宅地停留所間の移動については、交通不便地域会員と同様に、同一エリア内のみとし、別エリアへの移動は不可とする。
- ・沓掛エリア内の停留所と市南西部の事業所停留所については、チョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店又は豊明市役所においてチョイソコ車両同士の乗り継ぎを行い、二乗車扱いとする。
- ・沓掛エリア内の停留所と前後駅周辺の事業者停留所間の移動については、既存公共交通の利用促進及びチョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店又は豊明市役所において「チョイソコ一名鉄バス」間の乗り換えを行う。
- ・名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコ予約受付時に名鉄バスの利用を案内し、チョイソコは受け付けない。案内の対象となる停留所については、名鉄バスと協議のうえ、決定をする。

名鉄バス豊明団地線沿線

ふじたまちかど保健室、まつもり歯科、コパンスイミングスクール豊明（9/30廃止）、カカイ、名古屋銀行豊明支店、LAP ガーデン、豊明ぜんご眼科、スギ薬局二村台店、図書館、碧海信用金庫豊明支店、前後整形外科内科クリニック、パルネス前後、藤田医科大学病院

名鉄バス吉池団地線沿線

深谷胃腸科外科、カラオケ喫茶ピジョン、カラオケクラブダム豊明、豊明市役所、豊明市社会福祉協議会、外山歯科医院、碧海信用金庫豊明支店、河本整形外科、岡崎信用金庫豊明支店、図書館、カカイ、古田功税理士事務所（9/30廃止）、LAP ガーデン、前後整形外科内科クリニック、パルネス前後、豊明ぜんご眼科

IV. 運行日及び運行時間、予約受付日及び時間について

1 運行日

運行日は、下記を除く日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 祝日

(3) 天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

※支障の有無は、原則として運行事業者が判断することとするが、詳細
は豊明市・アイシン精機株式会社・株式会社あんしんネットなごやの
三者協定において別途定める。

(4) 年末年始（12/29～1/3）、その他公共交通会議にて合意され定めた日

2 運行時間

運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。ただし、実車となる時間が午前9時である場合の発車時刻は、運行事業者の営業所等を発車する時刻とし、運行内容により到着時刻が午後4時を超える場合は到着時刻までとする。

3 予約受付日及び時間

予約受付日は、利用希望日の1週間前から利用希望日当日までとし、予約受付時間は、運行日の午前8時30分から午後4時までとする。

V. 運賃について

一乗車につき一人200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※小人、幼児、障がい者等の設定はない。

※乗り継ぎや企画乗車券等による割引の設定はない。

※定期券、回数券の設定はない。

- ・利用者は、乗車時に運賃を支払うものとする。
- ・天災や道路状況等により予定する時刻に到着できなかった場合や、車両故障等により代車を使用した場合等であっても、目的地に到着した場合は運送が成立したものとして運賃の返還はしない。
- ・その他、運送契約（運行事業者と旅客との間のルール）については、運行事業者が定める運送約款による。

VII. 運行車両及び運行管理について

■導入運行車両

車両：ハイエースグランドキャビン (2,700cc)

長さ 5,380mm 幅 1,880mm 高さ 2,285mm 車両総重量 2,600kg

車両数：2台

所有者：豊明市

使用者：運行事業者（無償貸与）

乗車定員：10名（客席8名）

■予備車両に関すること

運行事業者は、車両の定期点検及び事故・故障時等に備えるため、予備車両（1人乗り未満車両1台を想定）を用意し対応する。

なお、チョイソコで使用する予備車両が、運行事業者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両である場合、これを併用して使用する。

■1人乗り未満車両を使用する理由

営業区域内の狭隘道路を運行するため。

市が保有する車両の無償貸与により運行事業者負担の軽減を図ることができ、実証運行期間中の乗合実績からも利用者の利便性を損なうものではないことも考慮した。

【参考】実証運行期間中の乗合実績

	令和元年												令和2年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
7人以上 乗合回数	1	3	1	4	0	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
運行本数	440	485	556	613	480	592	659	610	654	573	521	468	374	324	457			

■配置車両数が5両未満である理由

利用者数、予約状況、他の交通事業者との共存等を考慮したうえで、当面、チョイソコの運行上限は3台とする。（常用2台、予備1台）